

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援
応募型プロポーザル実施要領

北秋田市総務部総合政策課

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援
応募型プロポーザル実施要領

1 目的

北秋田市（以下、「当市」とする）は、面積 1152.76k m²に対し、人口 26,459 人（令和 7 年国勢調査 速報値）であり、居住地が市内各地に分散している。

公共交通として、当市を南北に縦断する秋田内陸縦貫鉄道、幹線系統・循環路線を含む路線バス、市内タクシー事業者によるデマンドタクシーなどが存在するが、広大な面積を有するが故に、自宅からバス停・駅まで遠い、目的地まで行きづらいなどの理由により、公共交通利用者が概ね低調に推移しているほか、市内各所に交通空白地も存在している。

また各地区において高齢化が進行しており、特に当市阿仁地区においては高齢化率が令和 8 年 7 月末時点で 61%を超えている。高齢化による免許返納者も増加傾向にあることから、いわゆる交通弱者対策を検討する段階にある。

以上の当市課題解決を目的として、今年度当市阿仁地区において「A I デマンドタクシー実証運行」を実施する。当市他地区では「定時定路線」によるデマンドタクシーを運行しているが、阿仁地区においては予約に応じて路線・発時間を変更する形式にて運行を実施する。

前述のとおり、予約に応じて路線・発時間を設定する必要があることから、ドライバーの経験等に基づく運行ではなく、A I システムによる運行支援を実施する。

この要領は、「阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務応募型プロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名称

阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務

(2) 委託内容

「阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務仕様書」
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

なお、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに、後述する報告書の提出及び完成検査等検収・当市からの委託費支払いまで、全てを完了する必要があることを申し添える。

(4) 委託料

7,950,000 円（税抜）を上限とする。

3 プロポーザルの実施形式

企画提案者公募による応募型プロポーザル

4 応募型プロポーザルの採用理由

業務遂行にあたっては、価格のみではなく、業務実績、効率性、企画力等を勘案し、総合的に評価したうえで、本業務の目的を達成し得る最適な事業者を選定するため、応募型プロポーザル方式により受託候補者を決定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 過去 5 年以内（令和 3 年度～令和 7 年度）に本業務と同様又は類似業務の実績が 5 件以上あること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 秋田県内において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (6) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり

No.	内容	期日等
1	実施要領等の公開	令和 8 年 9 月 8 日（火）
2	質問書提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 5 時必着
3	質問書回答期限	令和 8 年 9 月 18 日（金）
4	参加表明書類提出期限	令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時必着
5	参加資格要件確認結果通知	令和 8 年 9 月 30 日（水）
6	企画提案書提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時必着
7	提案内容プレゼンテーション	令和 8 年 10 月中旬～下旬予定
8	審査結果通知	令和 8 年 10 月下旬予定
9	契約締結	令和 8 年 10 月下旬予定

7 実施要領等の公開

令和8年9月8日（火）から北秋田市ホームページにおいて公開

8 質問書の提出および回答

質問書の提出は、持参又は電子メール（受信を確認すること。）によるものとする。

（1）提出様式 質問書（様式4）

（2）提出先 北秋田市総務部総合政策課政策係

メールアドレス：seisaku@city.kitaakita.akita.jp

（3）件名 【質問】阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務（提案者名）

（4）提出期限 令和8年9月14日（月）午後5時必着

（5）回答方法 提出された質問に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに北秋田市総務部総合政策課ホームページに掲載する。

9 参加申込

（1）提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社（法人）概要調書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

オ 納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

カ 暴力団排除に関する誓約書

（2）提出部数 各1部

（3）提出期限 令和8年9月28日（月）午後5時必着

（4）提出場所 北秋田市総務部総合政策課政策係
北秋田市花園町19番1号

（5）提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、送達記録が残る方法で提出すること。）

（6）受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

10 参加資格要件確認結果通知

提出のあった参加表明書を確認の上、結果を令和8年9月30日（水）までに参加表明者へ電子メールにより通知する。

11 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1提案に限るものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届 (様式 5)
- イ 企画提案書 (任意様式)
- ウ 業務工程表 (任意様式)
- エ 業務実施体制 (任意様式)
- オ 見積書 (任意様式)
- カ 財務諸表 (任意様式)
- キ 会社等概要

※提出書類の作成にあたっては、別紙「(3) 阿仁地区 A I デマンド交通実証運行に係る A I システム構築支援業務提出書類作成要領」に従って作成すること。

- (2) 提出部数 7 部 (正本 1 部、副本 6 部)
- (3) 提出期限 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 午後 5 時必着
- (4) 提出場所 北秋田市総務部総合政策課政策係
- (5) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、送達記録が残る方法で提出すること。)
- (6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

1 2 プレゼンテーションの実施

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時・場所

令和 8 年 10 月中旬～下旬予定 北秋田市役所本庁舎を予定
詳細については、参加資格要件確認結果通知の際に通知する。

(2) プレゼンテーション時間

時間の内訳は準備 5 分程度、説明 20 分程度、質疑応答 10 分程度とする。

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とする。

(4) その他

- ア プレゼンテーションは、当市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない (スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーン等は当市が用意したものを使用することができる。
- ウ 当市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。
- エ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

1 3 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

受託候補者等の選定に係る評価は、「阿仁地区 A I デマンド交通実証運行に係る A I シ

システム構築支援業務応募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員会が行うものとする。

(2) 審査方法及び評価基準

「阿仁地区A I デマンド交通実証運行に係るA I システム構築支援業務応募型プロポーザル審査要領」による。

1 4 選定結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議、申立は受け付けない。

1 5 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 資格参加の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めたとき

1 6 契約の方法

- (1) 契約保証金は、契約額の10分の1とする。北秋田市財務規則第124条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と当市が協議・調整を行ったうえで北秋田市財務規則の定めに従い、契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 受託候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。
- (4) 契約は審査により選定された受託候補者と当市において協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に定める随意契約によって締結する。なお、失格その他の理由により受託候補者との契約が不可能になった場合は、次点となった者と協議を行う。

1 7 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、北秋田市総務部総合政策課政策係へ辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の契約等において不利益な取り扱いを受けないこととする。

18 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等の事故については、当市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 審査の結果、実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。
- (8) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を当市に請求することはできない。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (10) 当市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (11) 本業務により作成された製作物等の著作権は、当市に帰属するものとする。

19 問合せ先

〒018-3392

北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総合政策課政策係

担当者 坂本

TEL : 0186-62-6606 FAX : 0186-63-2586

E-mail : seisaku@city.kitaakita.akita.jp